

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原 告 市民オンブズバーソン栃木 外20名
被 告 栃木県知事 福田富一

準備書面2

2005(平成17)年6月13日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大木一俊

同 同 米田軍平

同 同 山口益弘

同 同 須藤博一

同 同 若狭昌穎

第1 請求の趣旨の変更について

請求の趣旨2項を下記のとおり変更する。

記

被告が、独立行政法人水資源機構に対し、思川開発事業からの撤退を怠る事実が違法であることを確認する。

第2 請求の趣旨変更の理由

- 1 被告主張のとおり、独立行政法人水資源機構法（以下「水資源機構法」という）には、特定多目的ダム法にある「ダム使用権」に関する規定がない。

- 2 しかし、被告が独立行政法人水資源機構が行なう水源開発事業である思川開発事業に利水者として参加することは、とりもなおさず同事業によつて新規に開発される水源を確保すること及びその対価として応分の負担をすることを意味し、その実質は多目的ダム法によるダム使用権設定申請と異ならない。
- 3 このダム使用権は、請求原因4項（3）イで述べたとおり物権であるから、これと同様の内容を有する水資源機構の水源開発事業に参加して水源を確保することができる権利（以下これを便宜上「水源確保権」とよぶ）もまた物権ということができる。
- 4 利水者は、ダム等の水源開発施設が完成することにより、この水源確保権を取得することになるのであるが、水資源開発事業への参加は、当該水源開発施設の完成を停止条件として水源確保権の設定を受けるべき地位を取得することに他ならない。この水源確保権の設定を受けるべき地位は、地方自治法第238条1項4号の「その他これらに準ずる権利」であり、同法第237条の公有財産である。
- 5 水資源機構法は、16条1項、25条1項等で、「事業からの撤退」という選択肢を認め、25条1項は、利水負担金について、「事業からの撤退をした者にあっては、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部」に止まることを明記し、これを受けて同法施行令30条2項はその負担金の算定方法を規定している。
- 6 被告は、思川開発事業から撤退することにより、水源確保権の取得を辞退するとともに、これと対価関係にある利水負担金86億円の全部又はその一部の負担を免れることができるるのである。従って、この利水負担金86億円は、被告が思川開発事業から撤退することができるにもかかわらず、撤退しないことによって支払わなければならないものであり、撤退をしないことがこの利水負担金の支払い義務の存続根拠となっているのである。
- 7 このように権利が義務と表裏一体の関係にある場合は、権利を放棄することによって義務を免れることが最も効率的な財産管理となる場合もあるのであり、栃木県知事は、被告の水道事業に関する資産を管理するに際して、地方財政法第8条の適用を受け、権利の放棄（思川開発事業からの撤

退) という選択肢を含めて最も効率的な財産管理を行なう責任がある。

8 よって、請求原因5項(1)で述べたとおり、思川開発事業による利水上の利益はなく、被告が思川開発事業から撤退しないことは、同項(5)及び(6)で述べたとおり違法であるから、その違法確認を求める。